

2026年4月1日

帝塚山学院大学大学院
人間科学研究科臨床心理学専攻

お知らせ

【専門実践教育訓練講座指定について】

帝塚山学院大学大学院人間科学研究科臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、平成31年1月31日付で、専門実践教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座となり、令和7年4月1日より指定講座として再指定されました。

【専門実践教育訓練給付金制度とは】

労働者や離職者が、自ら費用を負担して、厚生労働大臣が指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合、本人がその教育訓練施設に支払った経費の一部をハローワークから支給される雇用保険の給付制度です。

≪支給額≫

専門実践教育訓練を受給している間と、修了した場合下記の額がハローワークから支給されます。

- ① 専門実践教育訓練の受講中：受講者が支払った教育訓練費の50%（年間上限40万円）
- ② 専門実践教育訓練の終了後：資格取得等をし、かつ訓練修了後1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、教育訓練経費の70%（既に支給を受けた50%の給付の年間合計額と教育訓練経費の70%に相当する額（年間上限56万円）の差額）。
- ③ 上記の支給の要件を満たしたうえで、訓練修了後の賃金が受講開始前と比較して5%以上上昇した場合は、教育訓練経費の80%（既に支給を受けた50%と70%の給付の年間合計額と教育訓練経費の80%に相当する額（年間上限64万円）の差額）。

※令和6年10月以降に開講する講座の場合

- ④ なお、失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練（通信制、夜間制を除く）を受講する場合、受講開始時に45歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金がハローワークから支給されます。

詳しくは、ハローワークまでお尋ねください。

以上